東京大学附属図書館 事務補佐員募集要項

| 1.職名及び人数 | 事務補佐員 1名 |
|----------|--|
| 2.契約期間 | 令和7年7月1日 ~ 令和8年3月31日 |
| 3.更新の有無 | 更新する場合があり得る。更新する場合は、契約期間満了日の翌日に行 |
| | い、以後1年ごとに行うものとする。 |
| | ただし、更新回数は3回、在職できる期間は令和11年3月31日ま |
| | でを限度とする。更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状 |
| | 況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を |
| | 考慮のうえ判断する。 |
| 4.試用期間 | 採用された日から14日間 |
| 5.就業場所 | 東京大学総合図書館(東京都文京区本郷 7-3-1) |
| | 変更の範囲:原則同一部局内 |
| 6.所属 | 附属図書館アジア研究図書館上廣倫理財団寄付研究部門 |
| 7.業務内容 | 研究部門における事務補助全般(経理及び庶務業務等) |
| | ※変更の範囲:業務上の必要により配置または業務を変更することが |
| | ある |
| 8.就業日・就業 | 週 5日(月曜日~金曜日) |
| 時間 | 1日7時間 (9:00~17:00 ※12:00~13:00休憩)応相談 |
| | ※時間外労働を命じることがある。 |
| 9.休日 | 土・日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日) |
| 10.休暇 | 年次有給休暇、特別休暇 等 |
| 11.賃金等 | 時給1,320円 |
| | 賞与 (年2回)、通勤手当(支給要件を満たした場合は、規定により算 |
| | 定した額を支給、原則 55,000 円/月まで)、超過勤務手当 |
| 12.加入保険 | 法令の定めるところにより、健康保険(文科省共済)、厚生年金、雇用保 |
| | 険、労災保険に加入 |
| 13.資格・条件 | (1)パソコン(Word, Excel, PowerPoint, メールアプリ等のビジネスツ |
| | ール)を使用できること。 |
| | (2) 大学等での勤務経験があることが望ましい。 |
| | (3) 日本語による意思疎通に支障がないこと、また基本的な英語能力を |
| | 有することが望ましい。 |
| | |

| | (4) 学内および学外の関係者と円滑なコミュニケーションを図り、連 |
|-----------|--|
| | (4) 子内やよび子外の関係者と口肩なコミューケーションを図り、建 携・協調して業務に従事できること。 |
| 1/1 戊芦聿粨 | (1) 東京大学統一履歴書 1 部 |
| 14.応募書類 | (1) 宋永八子帆一腹座音 |
| | https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html |
| | (2) 職務経歴書 1 部(書式自由、A4で2ページ以内) |
| | (3) 志望動機 1部(2,000 字程度) |
| | |
| 15.応募方法 | 上記応募書類をPDF形式にして、以下URLにアップロードしてくださ |
| | い。 |
| | https://univtokyo- |
| | my.sharepoint.com/:f:/g/personal/4913948286_utac_u- |
| | tokyo_ac_jp/EqXueQPsSjFAlkDfHwOu3MYBfJ41ubjxsWBWKZfmJ |
| | N2UNg |
| 16.応募締切 | 令和7年6月4日(水)17:00必着 |
| | ただし、適任者が見つかり次第募集を締め切ることがある。 |
| 17.選考方法 | 書類選考の上、面接を実施します。 |
| 18. 問い合わせ | 附属図書館総務課総務チーム 大本、七尾 |
| 先 | 電話 03-5841-2603·2604 E-mail: shomu.lib@gs.mail.u-tokyo.ac.jp |
| 19.募集者名称 | 国立大学法人東京大学 |
| 20. 受動喫煙防 | 敷地内禁煙(屋外に喫煙場所あり) |
| 止措置の状況 | |
| 21. その他 | (1) 応募書類等は返却せず、本選考の用途の限りに使用し、個人情報は |
| | 正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切あり |
| | ません。 |
| | (2) 選考にかかる旅費は一切支給しません。 |
| | (3) 本学では、男女共同参画の推進に取り組んでいます。詳細は、下記のホームページをご覧ください。 |
| | |
| | URL: https://www.u-tokyo.ac.jp/kyodo-sankaku/ja/index.html (4) 応募者は事前に必ず「東京大学の科学研究行動規範リーフレット」 |
| | に目を通してください。 |
| | URL: https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400030733.pdf |
| | (5) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合 |
| | や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為 |
| | 法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教 |
| | 職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このよう |
| | な場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支 |
| | 障のない範囲に留める必要があります。 |